

23農振第1970号
平成23年12月22日

各地方農政局長
内閣府沖縄総合事務局長 } 殿

農林水産省農村振興局長

耕作放棄地の解消に向けた市民農園の積極的な活用及び市民農園で生産された余剰農産物の販売について

今般、「規制・制度改革に係る追加方針」（平成23年7月22日閣議決定）において、市民農園に関し、「耕作放棄地の解消のためには、市民農園を積極的に活用すべきこと」及び「自家消費を超える余剰農作物を直売所等で販売することは可能であること」について、農業委員会、市町村等関係機関に対して通知を発出することとされたところです。

これに伴い、下記のとおり通知することとしましたので、御了知の上、市民農園の整備の推進に関する事務の適正かつ円滑な実施に引き続き配慮願います。

なお、このことについて、貴職から管内の都府県及び都府県耕作放棄地対策協議会に対し周知いただくとともに、管内の市町村、農業委員会及び地域耕作放棄地対策協議会に対し、都府県及び都府県耕作放棄地対策協議会を通じ周知いただきますよう併せてお願いします。

記

第1 耕作放棄地の解消に向けた市民農園の積極的な活用

1 耕作放棄地については、市町村が耕作放棄地解消計画を策定するとともに、農業委員会等が、その所有者等に対し、

- ① 所有者自らによる営農の再開
 - ② 地域の認定農業者等への当該耕作放棄地の貸付け
- などを指導しているところです。

しかしながら、当該耕作放棄地の所有者が高齢であったり、地域によっては、農地の貸付けの引き受け手がないなど、所有者等への指導のみでは解消が困難な状況も見られるところです。

このような場合において、耕作放棄地を解消するためには、農地を小規模な区画に分割し、都市住民を始めとする多数の者の利用に供する市民農園を開設することが有効な手法の一つであると考えられます。

2 このことから、所有者自らによる営農の再開及び地域の認定農業者等への当該耕作放棄地の貸付けが困難な場合には、

- ① 市町村においては、「耕作放棄地全体調査要領」（平成20年4月15日付け19農振第2125号農林水産省農村振興局長通知）に基づく「耕作放棄地解消計画」を策定する際に、地域住民や関係機関とともに市民農園を開設することについて検討を行う
- ② 農業委員会においては、農地法（昭和27年法律第229号）第30条第3項に基づく指導を行う際、市民農園による農地の利活用が見込まれるときは、その利活用について指導する
- ③ 地域耕作放棄地対策協議会においては、「耕作放棄地再生利用緊急対策実施要綱」（平成21年4月1日付け20農振第2207号農林水産事務次官依命通知）に基づく「耕作放棄地再生利用緊急対策」により耕作放棄地における市民農園の開設を支援していることを周知するとともに、市民農園の開設を希望する者に対して事業の積極的な活用を促す

など、市民農園の開設を通じた耕作放棄地の解消に向けた取組の拡大に努めていただきますようお願いいたします。

第2 市民農園で生産された余剰農作物の販売

市民農園で生産された農作物の販売に関しては、従来から、収穫された農作物のうち自家消費量を超えるものについて、直売所等において販売することはできるものと解していますので、その旨お知らせいたします。